大槌町 都市計画
マスタープラン ー改訂版ー

【概要版冊子】

岩手県 大槌町

令和３年３月

Master Plan Concerning City Planning 2021.3

■はじめに

「大槌町都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたり、まちづくりの将来像や都市施設の整備方針などを明らかにするものです。

大槌町都市計画区域3,018haを対象範囲とし、2033年度（令和15年度）を目標年度としています。

■計画の構成と主な内容

まちづくりの課題

① 復興まちづくりの継続

高台移転や区画整理による盛土嵩上げ等のハード整備は完了しましたが、ソフト面を含むさらなる防災・減災への取組や、災害危険区域に指定し市街化を抑制した区域の適正な管理や有効活用が課題となっています。

② 快適で暮らしやすい環境の確保

住宅の再建が概ね完了し、現在は新しい住宅・市街地におけるコミュニティの再生や、震災前から指摘されている生活利便性の向上が課題となっています。

③ 人口流出や市街地の空洞化への対応

大槌町や周辺の自治体では被災前から人口の減少や産業の縮小などが進んでおり、町の空洞化の進行を食い止め、活力や魅力を向上することが課題となっています。

④ 将来の負担増への対応

復興事業により過去の年間新築件数の数十倍という規模の住宅建設をはじめ、社会資本ストックが一斉に更新されるなど町を取り巻く環境が大きく変化する中で、将来的な都市の経営コストを効率化し持続可能性の高いまちへと転換することが課題となっています。

まちづくりの目標

魅力ある人を育て
新しい価値を創造し続けるまち大槌

① 安全で安心して暮らせるまち
② 地域で町民が寄り添い支えあうコンパクトなまち
③ 多様な交流と連携で産業が興る活力あるまち
④ 豊かな自然環境や景観形成に配慮した美しいまち
⑤ 地域に対する誇りや愛着を大切にするまち

「まちづくりの目標」には町政の最上位計画である第９次総合計画の基本理念を反映

将来都市構造　2-3 頁

（将来都市構造）
（将来都市構造を実現するための主要な取組）

まちづくりの方針　4-6 頁

（土地利用）
（都市施設：道路・交通、公園・緑地、その他）
（都市環境：防災、景観、住宅・住環境）

地域別のまちづくりの方針　7-10 頁

右の８地域を対象に、地域の特徴や課題を反映した「地域別のまちづくりの方針（地域別構想）」を定めます

実現化の方策　11 頁

■将来都市構造

（１）将来都市構造

① 生活圏

各地域の市街地・集落のまとまりを**「コミュニティ生活圏」**と位置づけて、歩いて暮らせる範囲の中で日常生活の利便性の維持・向上を図ります。また、町の中心となる町方地域とその周辺を**「中心的生活圏」**と位置づけて、多様な都市機能の集積を図ります。

- コミュニティ生活圏
- 中心的生活圏

② 拠点

町民の生活の核となるエリアを「拠点」と位置づけて、それぞれのエリアの性格に合わせた都市機能の維持・強化を図ります。また、拠点は町民の出入りや滞在が特に多くなることから、重点的に防災機能の向上を図ります。

- ✧ 行政拠点　：大槌町役場・中央公民館周辺
- ✧ 文教拠点　：小中一貫教育校・大槌高校周辺
- ✧ 医療拠点　：県立大槌病院周辺
- ✧ 商業・業務拠点　：県道大槌小鎚線沿道周辺、御社地周辺
- ✧ 産業拠点　：大槌湾周辺、柾内地区周辺
- ✧ 緑・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ拠点：城山公園周辺、蓬莱島周辺、吉里吉里海岸・浪板海岸周辺

- 行政拠点
- 文教拠点
- 医療拠点
- 商業業務拠点
- 産業拠点
- 緑・レクリエーション拠点

③ 軸

町の骨格となる道路や河川等を「軸」と位置づけて、生活圏や拠点、町外との連絡の向上および交流の促進を図ります。

- 広域連携軸
- 地域間連携軸
- 地域内連携軸
- 水辺の環境軸

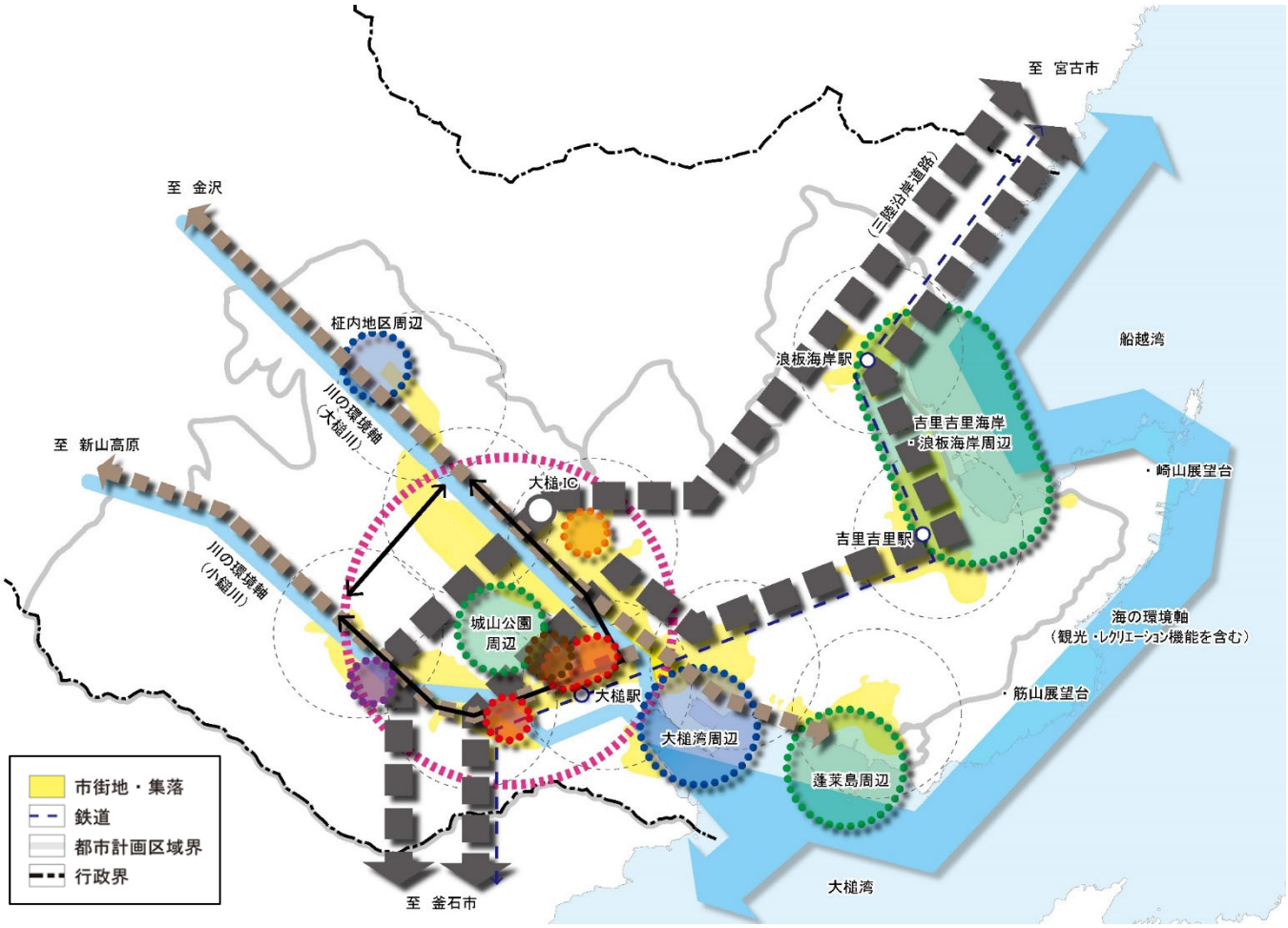

（２）将来都市構造を実現するための主要な取組

① 安全で快適な生活の場の確保

◇ 「多重防災型まちづくり」を基本に、住宅地の安全確保に継続的に取り組むとともに、津波浸水等の危険性が高い区域については住居等の建築制限により市街地の拡大を抑制します。

◇ 住宅地内には、地域住民の居場所や自治会活動等の拠点となるコミュニティ施設など、地域のニーズに合わせて利活用できる身近な活動の場を確保します。

② 市街地の一体性の向上

◇ 海岸部と内陸部の連絡を向上するため、関連する道路及び公共交通機能の拡充や、沿道への都市機能の立地を適切に誘導します。

◇ 大槌駅周辺など公共交通の乗換や待ち合わせを行うことが想定される場所では、適切な維持管理等による交通結節点機能の安定化を図ります。

◇ 特に中心的生活圏においては、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりをテーマに、道路を含めた都市空間のあり方を検討します。

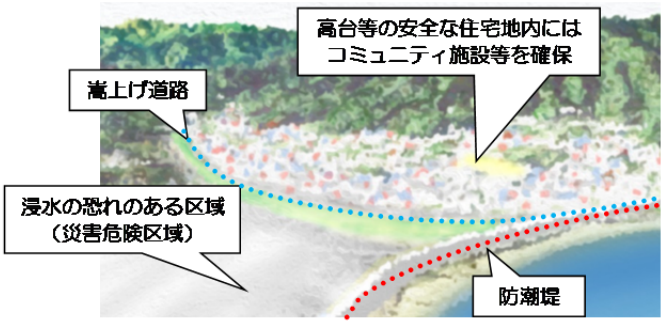

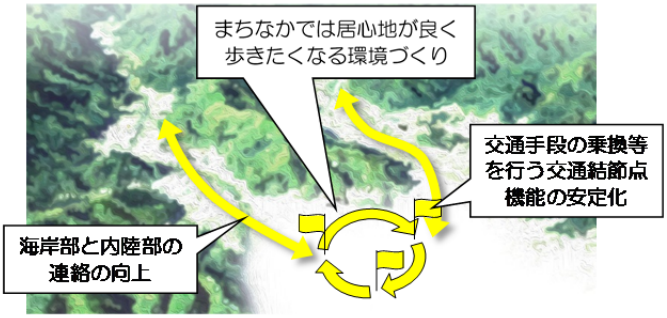

③ 浸水区域の有効活用

◇ 既に工業系の土地利用が進んでいる場所だけでなく、豊かな自然や観光資源に隣接する箇所では農地や緑地を配置するなど、周辺環境に合わせた土地利用を誘導します。

◇ 計画内容がまとまっていない場合やすぐに整備が始められない場合には、将来の開発や災害等に備えたリザーブ用地と位置づけて、無秩序な開発を抑制し、地域毎に暫定利用や活用方法を検討します。

④ 公共施設等の適切な保有量の検討

◇ 新しい町の形に合わせた道路や下水道等の都市基盤施設の見直しを進め、事業の効率化を図ります。

◇ 適切な維持管理により公共施設等の長寿命化を図るとともに、将来の人口分布等を考慮した施設の集約化や、社会情勢に合わせた用途の転用なども検討します。

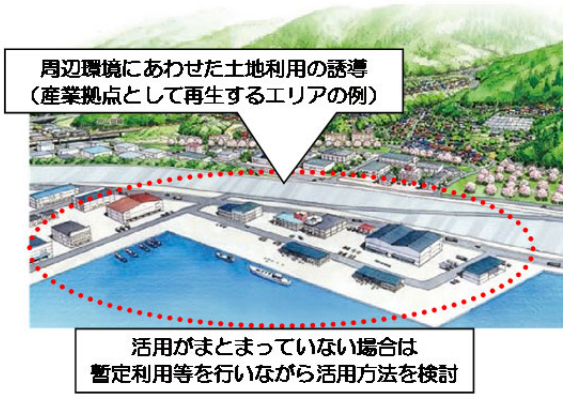

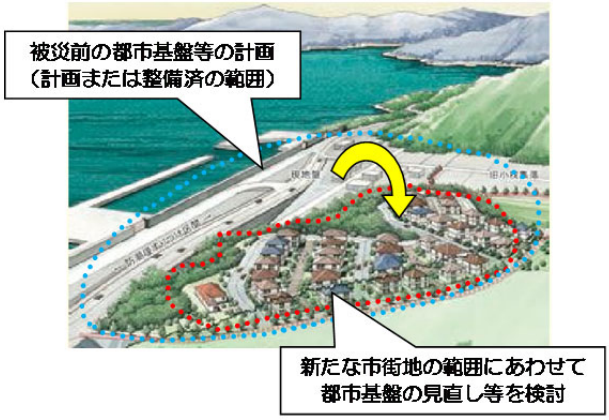

■まちづくりの方針（土地利用）

（1）土地利用の方針

◇ まちの活力を維持し環境悪化を防止するという観点から、市街地の範囲をコンパクトに保ちながら土地活用を促進し、人口密度の維持や低未利用地の解消を図ります。
◇ 土地活用の促進にあたっては、地域の環境悪化などに注意しながら、複合的な土地利用や暫定利用など柔軟な対応を検討します。
◇ 災害の危険性が高い区域については、新規の開発を抑制しながら、区域外への円滑な移転を支援する計画の検討など長期的な視点から土地利用の適切な誘導を図ります。

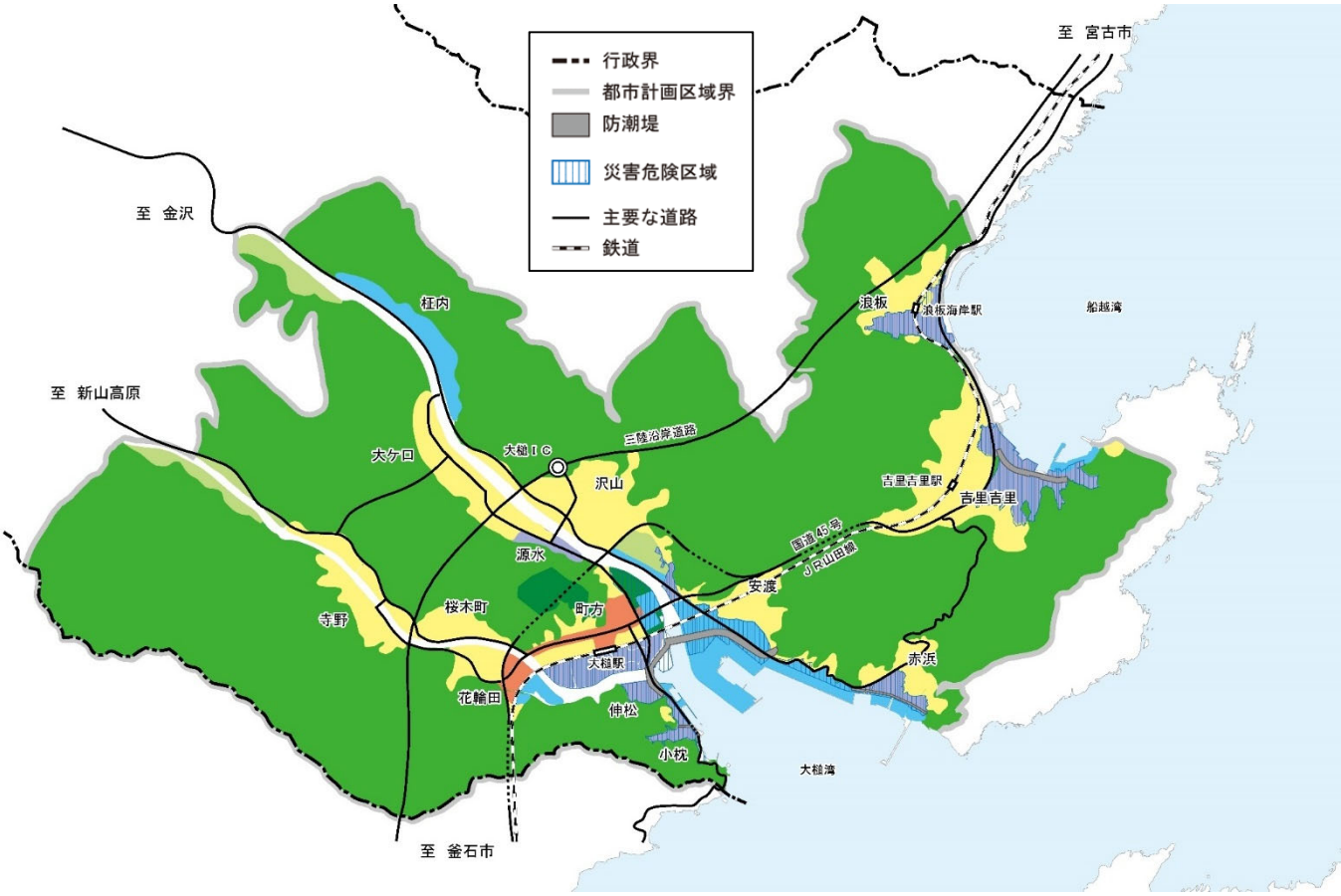

土地利用分野では、上の方針図の各エリアを、右の区分に従ってそれぞれの用途に合わせた土地利用を誘導します。特に浸水区域では、土地利用転換が想定されるが本計画時点ではその方向性が明らかになっていない場所を「土地利用検討用地」と位置づけて、新たな土地利用計画の検討や無秩序な開発の抑制、暫定利用の促進などを図ることとしています。

- 住宅系用地
- 商業業務系用地
- 産業系用地
- 土地利用検討用地
- 農用地
- 森林・山地
- 都市計画公園等

○ 土地利用検討用地

◇ 海岸部から住宅が移転するのにともない港の近くに生まれた広大な敷地では、隣接する堤外地や既存の産業系用地との相乗効果を高めるため、産業系土地利用の誘導を検討します。
◇ 産業系土地利用が適さない場所では、農地や緑地などの自然的土地利用や、将来の住民ニーズや社会状況の変化、災害等に備えたリザーブ用地として確保することを検討します。
◇ 特に、豊かな自然資源や観光資源に隣接し、防潮堤や避難路等により利用者の安全が確保される場所では、緑・レクリエーション拠点の整備を検討することとし、町方地域では、運動施設や（仮称）鎮魂の森の整備を進めます。

■まちづくりの方針（都市施設）

（1）道路・交通施設の整備の方針

◇ 広域連携軸や地域間連携軸にあたる町内外を連絡する道路の整備を進めます。
◇ 海岸部と内陸部をつなぐ道路網の維持や公共交通機関の拡充を進め、中心的生活圏内の利便性や回遊性の向上を図ります。
◇ 市街地や集落内部では、生活道路網の拡充や、高齢者や障がい者、ベビーカー利用者等が移動しやすい環境の整備を図ります。

- 自動車専用道路
- 主要幹線道路
- 主要幹線道路（計画・構想）
- 地域幹線道路
- 地域幹線道路（計画・構想）
- 鉄道
- 交通結節点

（2）公園・緑地の整備の方針

◇ 復興の取組を継続するとともに、公園等の有効活用や維持管理など既存の施設の効果を高める取組も積極的に推進します。
◇ 既存の公園施設の有効利用やその後の管理・運営等について地域住民と協働で検討を進めます。
◇ 公園・緑地の整備や魅力の向上、維持管理にあたっては、町の財政負担を軽減する多様な手法の活用を検討します。

- 都市計画公園
- 公園（計画・構想）
- その他の緑地等（計画・構想）

（3）その他の都市施設の整備の方針

◇ 防潮堤等の海岸保全施設の完成を受け、上流部の河川整備や完成後の施設の適切な維持管理にも関係機関と連携して取り組みます。
◇ 各種のライフライン設備については、適切な維持管理や施設の更新などを通じたライフサイクルコストの削減や運営の効率化を進めます。
◇ 特に、下水道については、未普及地域の解消を早期に実現するため、市街地の形に合わせた整備計画の見直し等も検討します。

- 防潮堤
- 主な河川

公共下水道事業計画区域

- 用途地域内かつ整備済
- 用途地域内かつ未整備
- 用途地域外（整備済・未整備）
- 学校施設

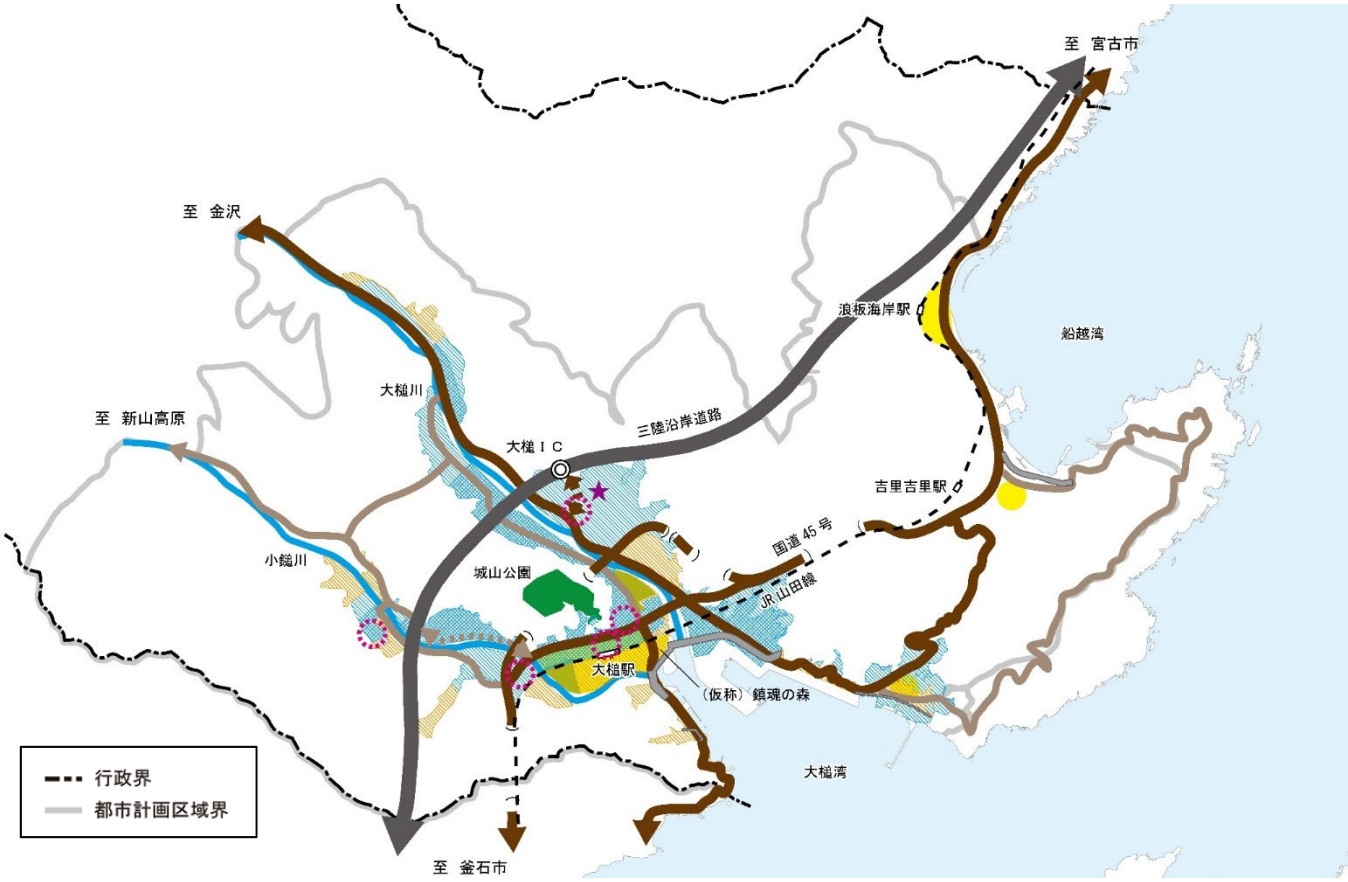

■まちづくりの方針（都市環境）

（1）防災施設等整備の方針

① 災害に強い都市基盤の整備
- ◇ 「多重防災型まちづくり」により災害に強い安全・安心なまちづくりを推進
- ◇ 徒歩により安全で速やかに避難ができる避難路や避難所を確保
- ◇ 雨水対策の実施や安定したライフラインの確保　など

② 安全な避難場所等の確保
- ◇ 避難所や救護施設となる公共施設の整備や更新を行う場合は浸水区域外を基本に配置を検討
- ◇ 避難所となる施設では必要に応じて耐震改修や周辺の安全対策を実施　など

③ 安全に暮らせる居住環境の整備
- ◇ 災害危険区域における住宅等の建築制限や移転の促進により安全な居住環境を確保
- ◇ 住宅地周辺の土砂災害対策や河川浸水想定区域周辺の河川整備の検討　など

④ 防災文化の伝承
- ◇ （仮称）鎮魂の森を整備、津波をはじめとした様々な自然災害に対する注意の呼びかけの実施
- ◇ 災害危険箇所等の周知や、避難所等が外出の目的地となるような環境整備を実施　など

（2）景観形成の方針

① 海、山、川との調和
- ◇ 優れた眺望景観を守るため景観地区等の指定などの必要な方策を検討
- ◇ 海沿いの人工物の適切な配置や修景を誘導、防潮堤等の適正管理や修景の検討を要請
- ◇ 遊歩道等の水や緑に親しむことができる環境整備を実施　など

② 町の特徴や文化を表す魅力的な景観の演出
- ◇ 漁港や市場、祭事の主要地点や御神輿の経路、遺跡や文化財の周辺を賑わいの空間として演出
- ◇ 﨑山展望台や城山等の視点場や三陸鉄道の沿線では優れた景観の演出を実施　など

③ こだわりのある街並みの形成
- ◇ 地域の特徴に合わせた街並みや住環境の形成を推進
- ◇ 景観上重要な場所では地域の景観づくりをリードする公共施設及び公共空間の整備を促進
- ◇ 地域の中で街並みのあり方を検討しルールづくりや各種の整備を行う取組を促進　など

④ 地域住民等との協働による景観づくりの推進
- ◇ 景観づくりに対する町民の意見の反映や町民の意識啓発を推進
- ◇ 地域住民に愛される景観計画の策定を検討

（3）住宅･住環境形成の方針

① 良質な住宅ストックの形成
- ◇ 地区計画や景観形成ガイドラインによる地域にふさわしい住宅の立地の推進
- ◇ 既存の住宅の性能向上の支援
- ◇ サービス付き高齢者向け住宅やグループホームなどの施設の誘導を検討　など

② 安全で快適な住環境の形成
- ◇ 下水道の整備や狭隘道路の拡幅、緑化等による良好な住環境の形成
- ◇ コミュニティ施設等の身近な活動の場の確保
- ◇ 空き地や空き家の適正管理、これを活用したまちの利便性向上・賑わい創出の検討　など

③ 公営住宅等の適正管理等
- ◇ 公営住宅の適正管理や長寿命化、将来的な総量の適正化の検討
- ◇ 公営住宅の改修を行う場合には、多世代同居等の住戸プランへの変更も検討

■地域別のまちづくりの方針

（1）町方地域

◇ 町のシンボルである城山公園や様々な拠点施設が立地する嵩上げエリア、その足下に広がる郷土財活用エリアや運動施設等の多様な魅力を抱えた、町内外の人を惹きつける地域として再興します。
◇ 嵩上げエリアでは、おしゃっち等の拠点施設を中心に商業業務系の施設が集積し、公共交通の利便性も高い地域の特性を活かして、人々が回遊する賑わいあふれるまちの実現を目指します。

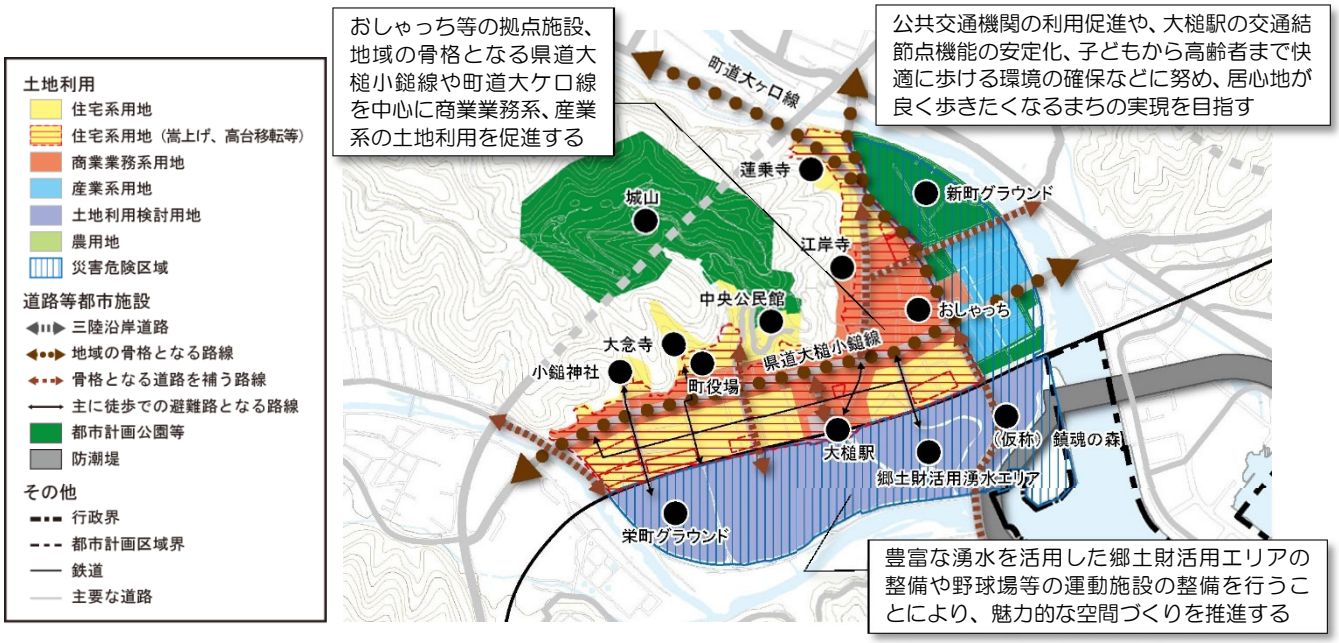

（2）桜木町・花輪田・臼澤地域

◇ 町方地域や沢山・大ケロ・柾内地域と一体となって、商業・医療等の都市機能や人口が集積する、町の中心的生活圏を構成する地域として再興します。
◇ 寺野地区の県立大槌病院や花輪田地区の大規模商業施設等の拠点施設と、循環型の道路・交通ネットワークを活かして、町民全体の生活利便性の確保に資する地域の実現を目指します。

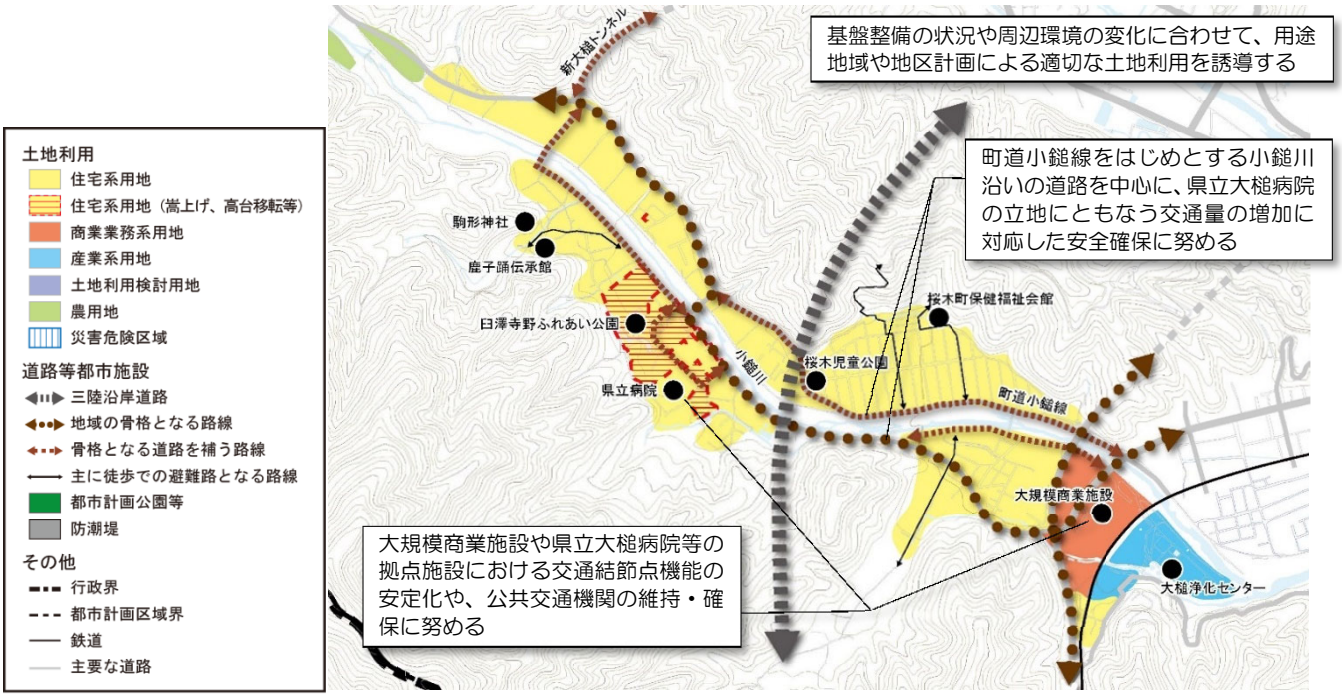

（3）小枕・伸松地域

◇ 小枕と伸松の間の高台に整備した新しい住宅地を中心にコンパクトで活気のあふれる地域として再興します。
◇ 高台の新しい住宅地では、町方地域と隣接し、対岸の蓬莱島や港湾エリアを一望できる立地を活かして、生活利便性や景観等の魅力の向上を図ります。

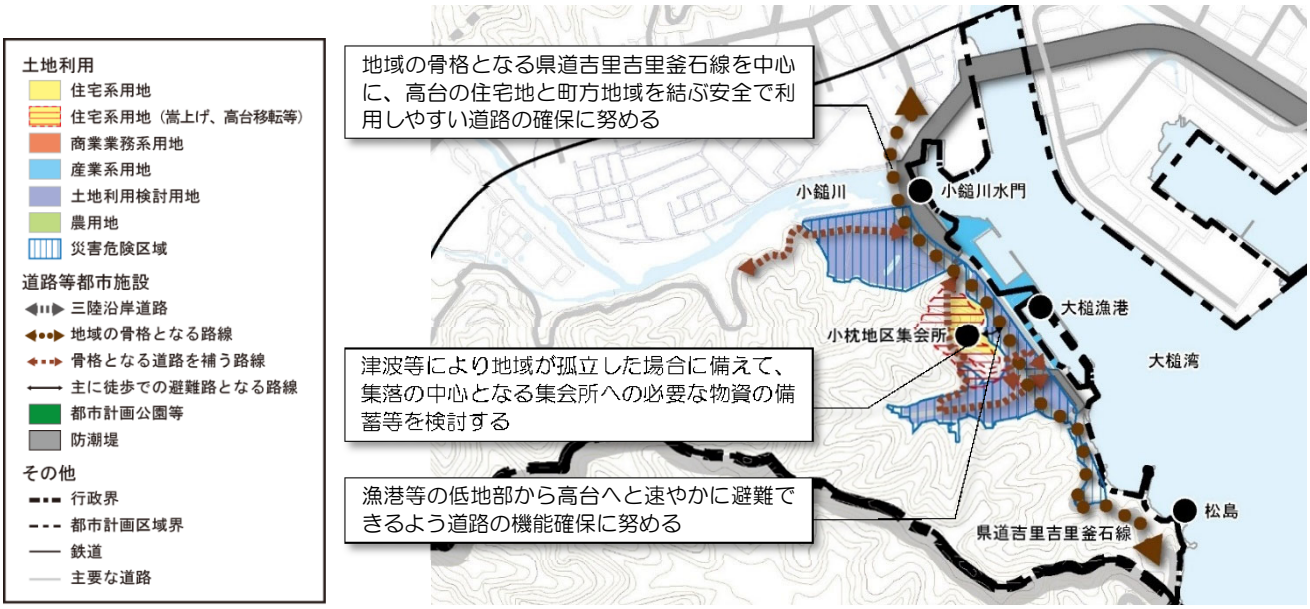

（4）沢山・大ケ口・柾内地域

◇ 町方地域や桜木町・花輪田・臼澤地域と一体となって、商業・教育等の都市機能や人口が集積する、町の中心的生活圏を構成する地域として再興します。
◇ まちの新しい玄関口となる三陸沿岸道路大槌ＩＣや、町内を連絡する循環型の道路網の沿道に立地した商業施設や、大槌学園等の拠点施設を活かして、地域の生活利便性の向上に努めます。

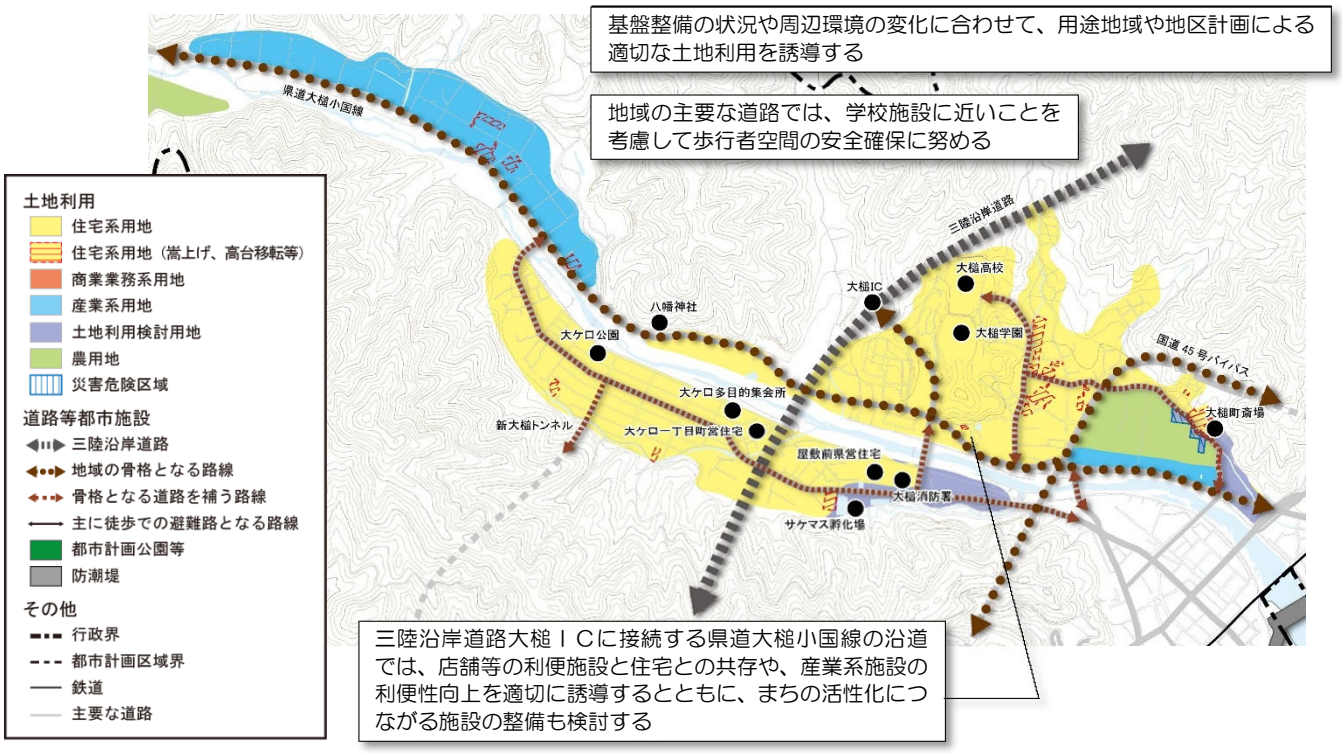

（5）安渡地域

◇ 漁港周辺や県道沿いの低地部を中心に漁港や市場、工場等が集積した、まちの雇用と産業を牽引する活気あふれる地域として再興します。
◇ 産業系用地に位置づけられる低地部では、まとまった敷地や三陸沿岸道路大槌ＩＣからの良好なアクセス等を活かして、漁港や市場を核とした産業の拠点を形成します。

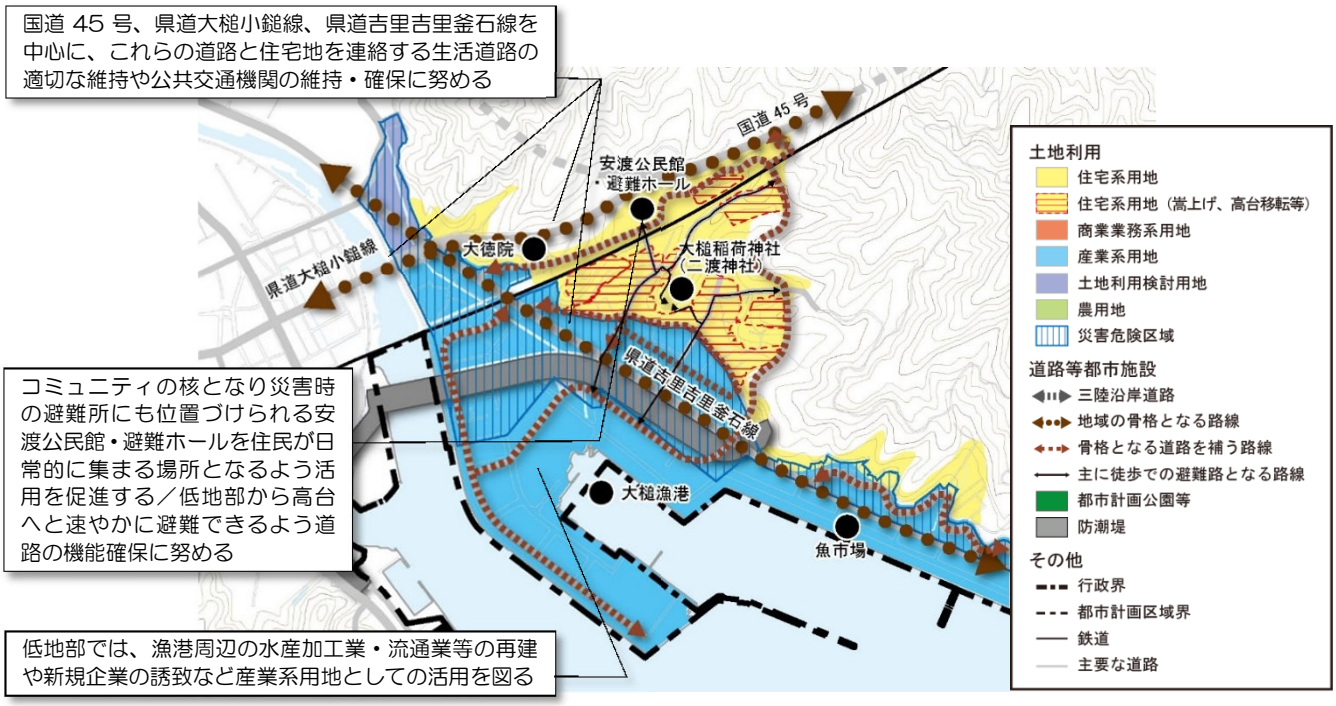

（6）赤浜地域

◇ 海を望む落ち着いた住宅地と、地域のシンボルである蓬莱島や東京大学大気海洋研究所などの特徴的な施設が一体となった、魅力あふれる地域として再興します。
◇ 低地部では、産業や観光分野の様々な資源を擁する地域の特徴を活かして、蓬莱島が浮かぶ美しい海を望む観光の拠点を形成します。

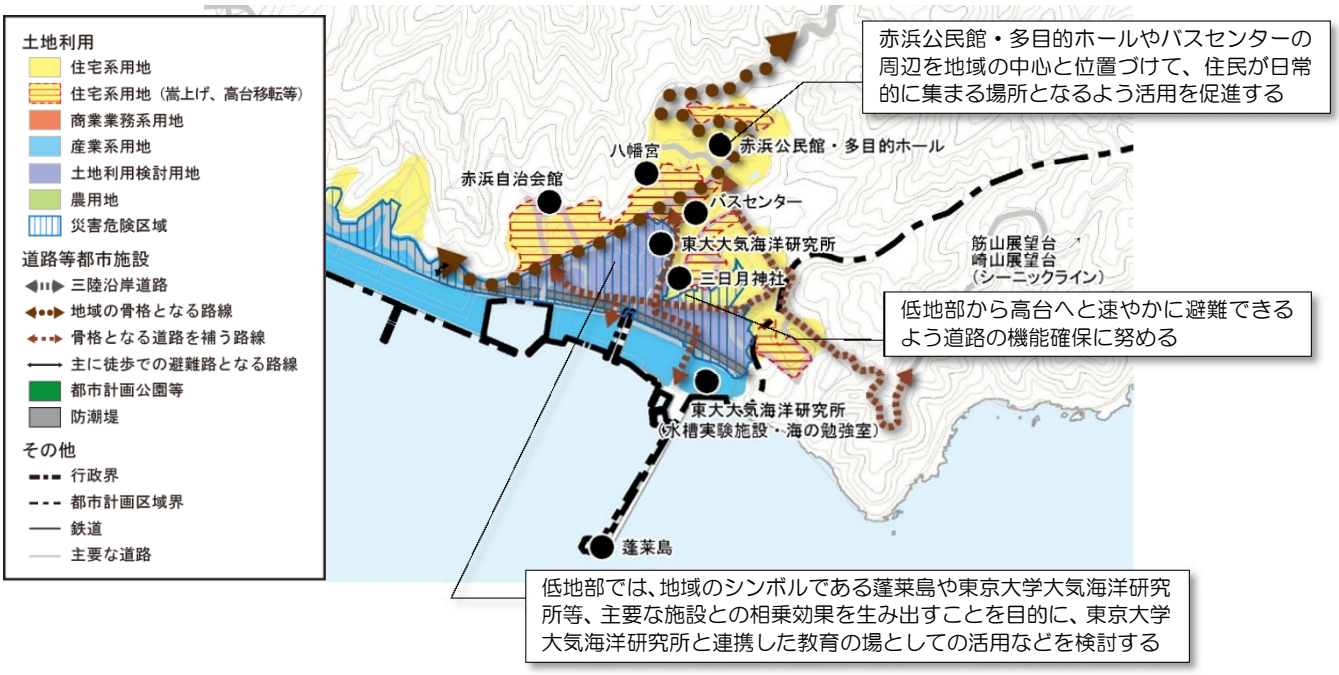

（7）吉里吉里地域

◇ 地域内に立地する様々な公共公益施設や店舗等の利便施設、既存のコミュニティなどを活かして、安全で快適な生活環境を持つ地域として再興します。
◇ 低地部では、白い砂浜や漁港等の地域資源を活かして、賑わいと潤いを感じる都市空間の再生に努めます。

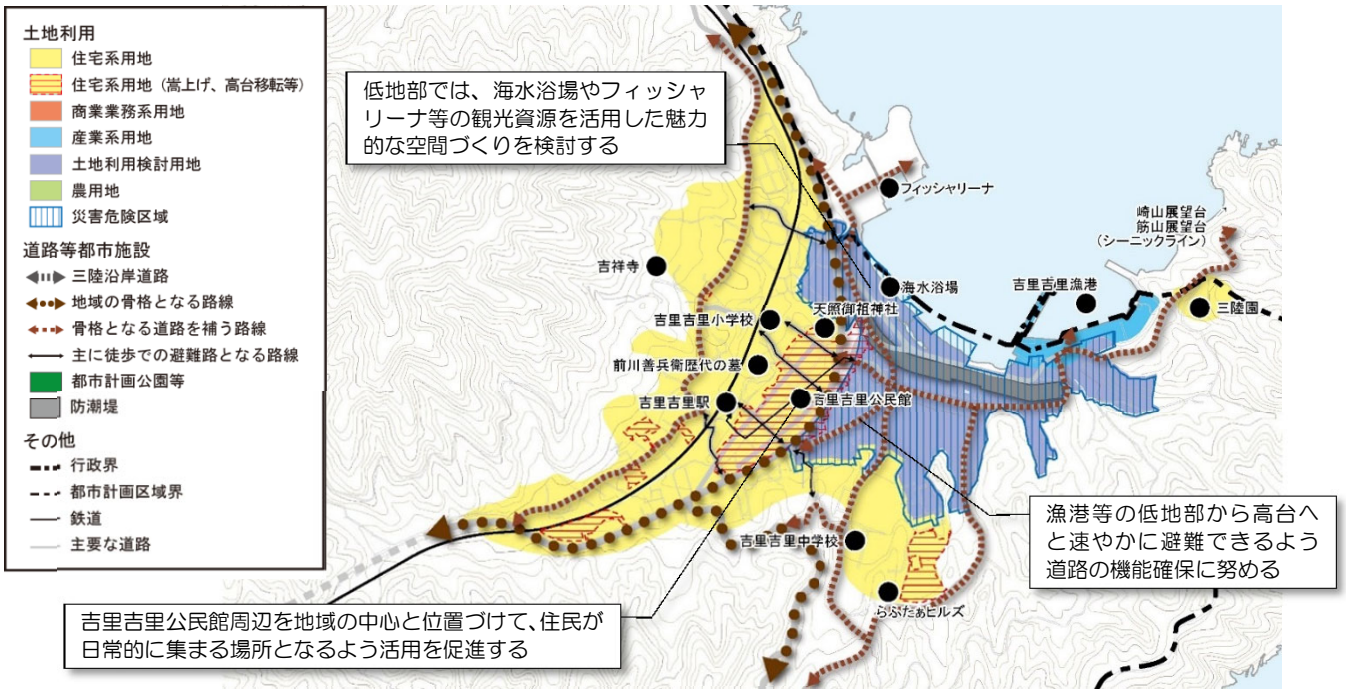

（8）浪板地域

◇ 美しい海岸とこれを取り囲むように広がる斜面地の集落が一体となった、魅力あふれる地域として再興します。
◇ 低地部では、松林、ハマナスの咲く後背緑地が一体となった美しい海辺の風景の再生を進め、豊かな自然環境を享受できる景観の形成を図ります。

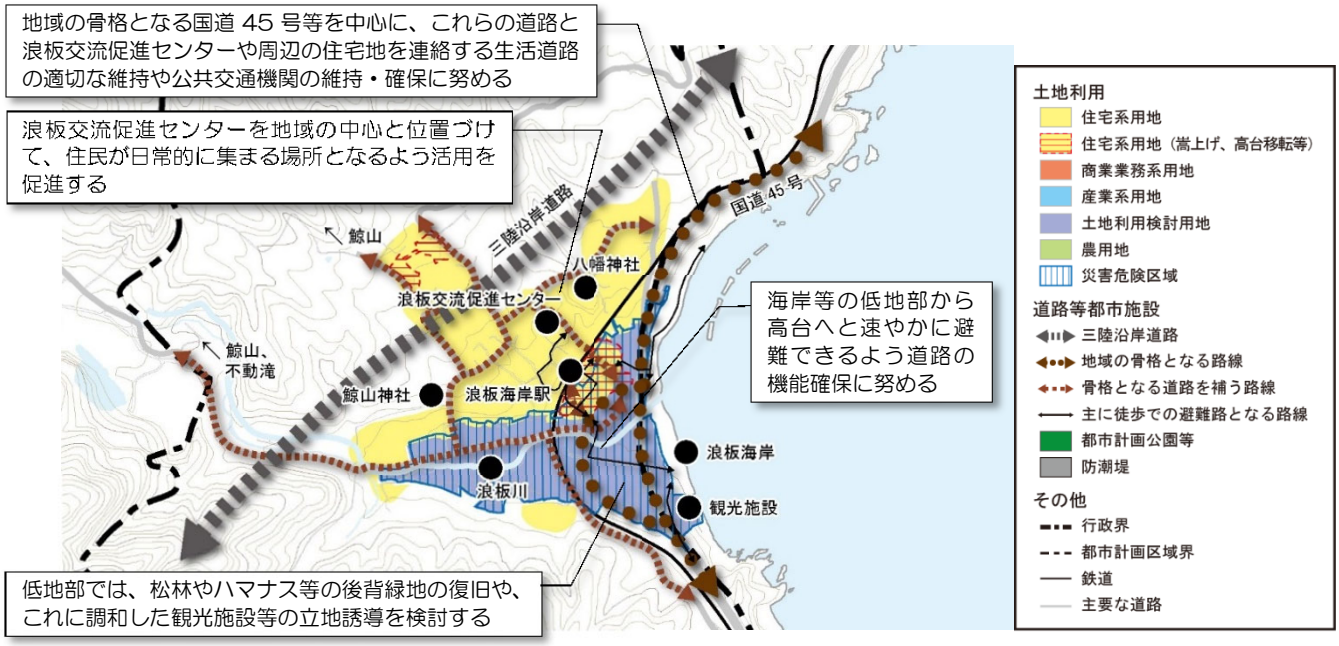

■実現化の方策

（1）推進体制

① 町民と行政との協働
- ◇ 町民と行政とが協働で施策を進める仕組みや話し合いの場づくりに努めます。
- ◇ 適切な情報提供や意向調査を実施し、まちづくりに関する町民の関心や意欲の喚起を図ります。
- ◇ まちづくりに関連する活動に対する支援策を検討します。

② 国や県、市町村等との連携
- ◇ 復興事業を通じて構築した関係機関、自治体等との協力関係の一層の強化に努めます。
- ◇ 共通の課題を抱えた沿岸自治体や近隣自治体、遠方の支援者等と連携した施策の展開を検討します。

③ 分野横断的な庁内の連携
- ◇ 関係部局との連携によりハード、ソフト両面から必要な施策を展開します。

（2）推進方策

① 都市計画制度の活用
- ◇ 地域地区や地区計画を活用した規制・誘導によりまちの環境の保全と向上を図ります。
- ◇ 低未利用地が存在する箇所の有効活用を促進する制度の活用を検討します。
- ◇ 都市計画施設の整備の推進、市街地の形に合わせた下水道の整備計画の見直し等を検討します。

② 関連事業との一体的な推進
- ◇ 2021 年度（令和３年度）からの５年間は復興の総仕上げを実施します。
- ◇ 地方創生や国土強靱化等の社会的な要請と連動してまちづくりを推進する方策を検討します。

③ 地域や民間活力の活用
- ◇ 地域住民等が都市計画に対して主体的かつ積極的に関わる方策として都市計画提案制度の周知を図ります。
- ◇ 地域住民や民間事業者等の主体的な参画が得られるような取組を検討します。

④ “作る”から“使う”への転換
- ◇ 公共施設のストックマネジメントやアセットマネジメント等をはじめとする持続可能なまちづくりを検討します。

（3）計画の進行管理と見直し

① 計画の進行管理
- ◇ 土地利用状況や統計データ、事業評価などを活用しながらまちの点検・評価を継続的に実施します。

② 社会状況を踏まえた計画の見直し
- ◇ 計画の進行管理や、上位関連計画の見直し、社会情勢の変化に応じて、計画の一部見直しを行う事を検討します。

大槌町都市計画マスタープラン【概要版冊子】

平成 26 年 8 月策定／令和 3 年 3 月改訂

岩手県大槌町
〒028-1192　岩手県上閉伊郡大槌町上町１番３号
電話：0193-42-2111／FAX：0193-42-3855